

令和8年度入園・入所児を募集します

【申込期限】
12月15日(月)まで

利用には認定区分があります



子どもの年齢や保護者の状況に応じて、1号・3号認定に区分されます。

【1号認定】

満3歳以上の幼児が対象で、小松島市では幼稚園(5歳児)または認定こども園(3、4、5歳児)の利用を申し込みできます。

【2号・3号認定】

2号認定は保育を必要とする満3歳以上の幼児が対象で、3号認定は保育を必要とする満3歳未満の乳幼児が対象です。2号認定・3号認定とも保育所(園)または認定こども園に利用を申し込みできます。ただし、保護者の就労などが条件です。

保育所(園)・認定こども園(2号・3号認定分)

就労などにより乳幼児を家庭で保育することができない保護者の方は、下記の申請先へ所定の「教育・保育給付認定申請書」「保育利用理由調査票」および必要な添付書類(就労証明書など)を申込期限までに提出してください。

募集人数につきましては、次頁(7ページ)の募集状況にてご確認ください。申込数が募集定員を超過する場合は、各ご家庭の就労状況などにより、「保育の必要性」を判断し、利用調整を行うため、ご希望の施設

に入所(園)できない場合があります。ご承知ください。

【申請先】

認定こども園(2号・3号認定分)および保育所(園)に入園・入所希望の方は、こども保育課(市役所1階⑩番窓口)まで。

【募集対象者】

- 0歳児 (令和7年4月2日生) 令和7年10月1日生
- 1歳児 (令和6年4月2日生) 令和7年4月1日生
- 2歳児 (令和5年4月2日生) 令和6年4月1日生
- 3歳児 (令和4年4月2日生) 令和5年4月1日生
- 4歳児 (令和3年4月2日生) 令和4年4月1日生
- 5歳児 (令和2年4月2日生) 令和3年4月1日生

保育利用時間について

保育標準時間は、両親ともフルタイムの共働き世帯などを対象とし、保育短時間は、両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯の場合などを対象としています。

※次頁(7ページ)の表を参照ください。

手続きには個人番号が必要です

申請時もしくは令和8年1月に実施する保護者面談の際に、世帯全員分の個人番号(マイナンバー)を記載していただきます。保護者につきましては、番号確認および本人確認が必要となります。

幼稚園・認定こども園(1号認定分)

満3歳以上の幼児が対象で、小松島市では幼稚園(5歳児)または認定こども園(3、4、5歳児)に利用申し込みできます。

泰地保育所(特別利用保育分)

泰地保育所は2号・3号の施設ですが、南小松島幼稚園閉園による募集停止に伴う措置として令和8年度は特別利用保育で1号認定の受け入れができるようにしています。対象は令和8年度は4歳児のみ利用申し込みできます。

手続きには個人番号が必要です

新規入園申込手続きの際に世帯全員分の個人番号(マイナンバー)を記載していただきます。保護者につきましては、番号確認および本人確認が必要となります。

認定こども園の預かり保育の無償化について申請が必要です

保護者の就労等により、保育を必要とする事由に該当する場合、預かり保育の利用料が上限の範囲内で無償化されます。

申請手続きについては、教育委員会学校課へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

保育所(園)・認定こども園(2号・3号認定分)
市こども保育課(市役所1階⑩番窓口)
☎32・3818/FAX32・3738
✉hoiku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

幼稚園・認定こども園(1号認定分)、
泰地保育所(特別利用保育分)
市教育委員会学校課(教育庁舎2階)
☎32・3811/FAX33・3540
✉gakkou@city.komatsushima.i-tokushima.jp



休日申請窓口について

- ◆開設日時: 12月7日(日) 午前10時から午後2時まで
- ◆開設場所: こども保育課(市役所1階⑩番窓口)

《今月は、固定資産税4期分、後期高齢者医療保険料5期分、国民健康保険税・介護保険料6期分の納付月です。》忘れずに納期限内に納めましょう。市税の納付は、確実・安心・便利な口座振替をご利用ください。

2025年(令和7年)12月5日
広報こまつしま

